

(2) 別表(1~4)

(別表1)

事業継続力強化支援計画

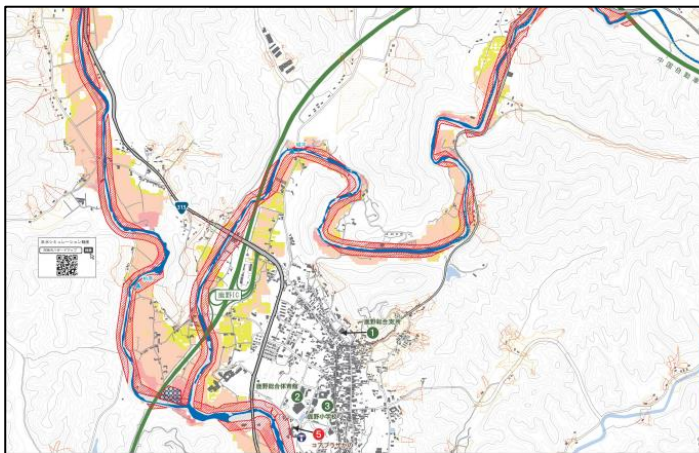
事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

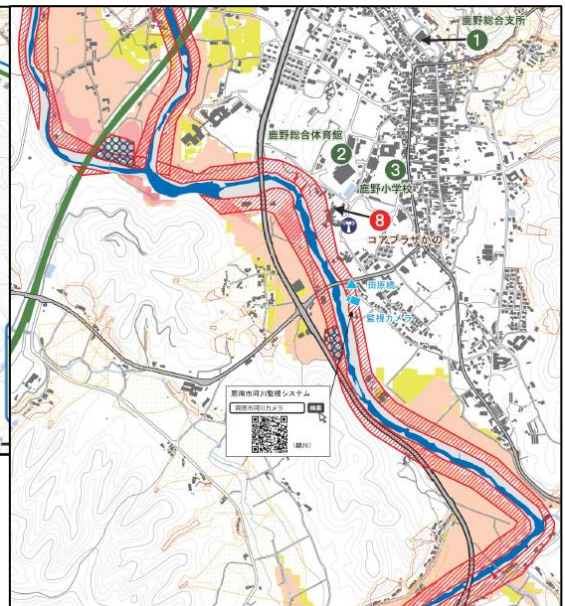
(1) 地域の災害リスク

(洪水：ハザードマップ)

当市のハザードマップによると、当会が立地する鹿野中心市街地においては浸水の恐れはないが、当地域を縦断する錦川の河川沿いと当地域北東部から流れる渋川の河川沿いは5mを超える浸水が予想されている。また、事業者、住居、田畑が点在する田尻地区、堤地区、野上地区では全域に渡り0.5m~5mの浸水が予想されている。



鹿野地域北部のハザードマップ(上図)

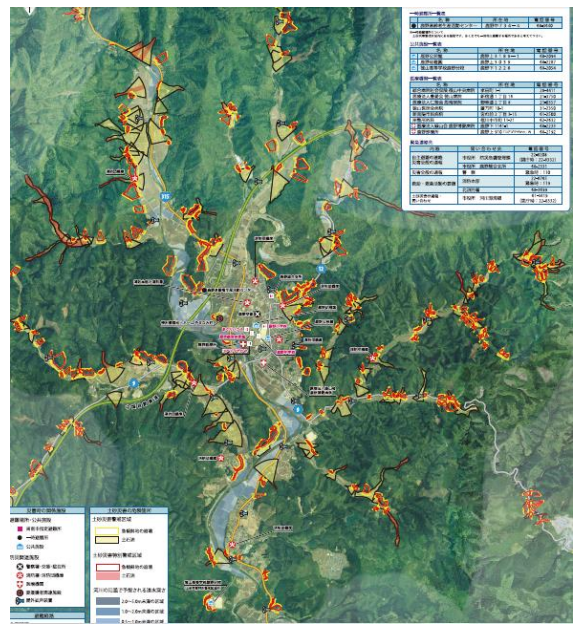


鹿野地域南部のハザードマップ(右図)

(土砂災害：ハザードマップ)

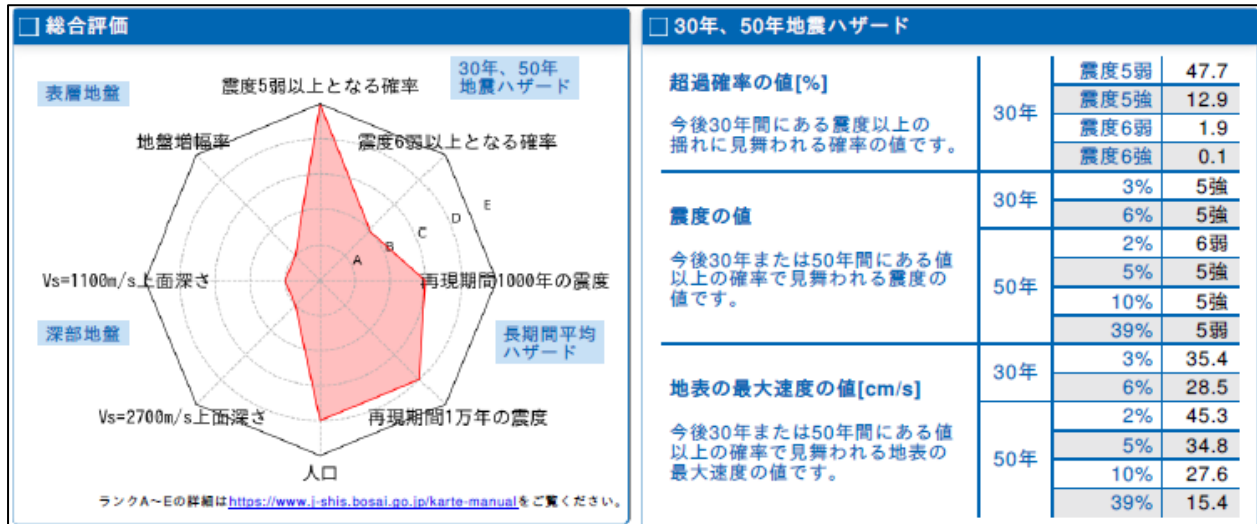
当市のハザードマップによると、中山間地域に属する当地域一帯は、山間部を流れる錦川と渋川周辺を中心に地滑り等の土砂災害が生じる恐れがあるエリアとなっており、その周辺には事業者、住居、田畑が点在している。

鹿野地域の土砂災害ハザードマップ



(地震：J - SHIS)

地震ハザードステーションの防災地図によると、震度5弱以上の地震が今後30年間で47.7%以上の確率で発生するとされている。



(その他)

鹿野地域の錦川流域では、人的被害はなかったもののこれまで何度か風水害に見舞われてきた。平成3年の台風19号では大雨や強風による建物損傷、平成11年の台風18号では店舗への床上浸水に見舞われた。

また、当地域は中国山地の西端南側の標高370mに位置し、周囲を1000m級の山に囲まれた場所に位置している影響もあり、数年年に一度は30cmから50cmの積雪に見舞われる。

(感染症)

新型インフルエンザは、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のようにワクチンは開発して接種が進んでいるものの治療薬が確立されておらず、全国的かつ急速なまん延により、当市においても多くの市民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。

(2) 商工業者の状況

- ・商工業者等数 139人
- ・小規模事業者数 129人 (商工会独自調査より)

【内訳】

業種		商工業者数	小規模事業者数	備考(事業所の立地状況等)
商工業者	建設業	34	34	全ての業種が地域内内に広く分散している
	製造業	23	16	
	卸売業	1	1	
	小売業	26	24	
	飲食・宿泊業	15	15	
	サービス業	27	27	
	その他	13	12	

(3) これまでの取組

1) 当市の取組

- ・防災計画の策定、防災訓練の実施
- ・防災備品の備蓄
- ・周南市国土強靱化地域計画の策定

2) 当会の取組

- ・事業者BCPに関する国の施策の周知
- ・事業者BCP策定セミナーの開催
- ・山口県火災共済協同組合と連携した損害保険への加入促進
- ・防災備品(スコップ、懐中電灯、長靴等)を備蓄
- ・災害時に当商工会館を避難場所として利用する覚書の締結
- ・新型コロナウイルス感染症拡大に対する相談窓口の開設

II 課題

現状では、明文化された緊急時の取組はなく、協力体制の重要性についての具体的な体制やマニュアルが整備されていない。加えて、平時・緊急時の対応を推進するノウハウをもった人員が十分にいない。

更には、保険・共済など災害発生時の備えに対する助言を行う当会経営指導員等職員が不足している。

また、感染症対策においては、地区内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの周知徹底、体調不良者を出社させないルール作り、感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策としての保険加入推奨が不足している。

III 目標

- ・地区内小規模事業者に対し災害リスクや感染症等リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ・発災時における連絡体制を円滑に行うため、当会と当市との間における被害情報報告ルートを構築する。

- ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、また域内での社内感染者発生後には速やかに感染拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

【成果目標】

- ・事業継続力強化計画またはBCPの策定支援：年2件（期間中10件）
- ・自然災害等のリスクに対応した共済、保険制度の加入確認：年10件（期間中50件）
巡回や窓口指導時に全国商工会連合会が作成した「リスクチェックシート」等を活用しながら共済や保険制度の加入確認を行い、未加入の共済、保険制度に係る説明や保険会社と連携した保険相談会等を実施する。
- ・感染症の拡大が確認されたら、感染症に関わる相談窓口を設置。

※ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに山口県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和4年4月1日～令和9年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

- ・当会と当市の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

＜1. 事前の対策＞

- ・平成17年に締結した「避難所開設に係る覚書」や令和3年に策定した「新型コロナウイルス感染症予防マニュアル」について、本計画との整合性を整理し、自然災害発災時や感染症発生時に速やかな応急対策等に取り組めるようにする。

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入、行政の支援策の活用等）について説明する。
- ・会報や市広報、ホームページにおいて、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なもの含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。
- ・新型コロナウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ・新型コロナウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ・事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。
- ・上記のほか、役員会等を利用し、取組の周知や、進行状況の報告を行う。

2) 商工会、商工会議所自身の事業継続計画の作成

- ・当会は、令和3年事業継続計画を作成（別添）。

3) 関係団体等との連携

- ・山口県商工会連合会を始めとした関係団体等へ、事業継続の取組に関する専門家の派遣を依頼し、地域事業者へ事業者 BCP の策定支援を実施する。
- ・感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や障害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等も実施する。
- ・関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、近隣商工会、商工会議所等とのセミナー等を共催する。
- ・被災時に必要となる経営資源情報等について、複数拠点でのバックアップ等を検討する。
- ・災害時の資金需要の事前見積等について、金融機関と事前協議を行う。

4) フォローアップ

- ・小規模事業者の事業者BCP等取組状況を確認し、状況に応じて専門家や関係機関との連携により必要な改善策を図る。
- ・（仮称）「周南市内商工会・商工会議所事務局会議」（構成員：周南市、徳山商工会議所、新南陽商工会議所、熊毛町商工会、鹿野町商工会）を開催し、状況確認や改善点等について協議する。
- ・地域事業者にハザードマップを年1回以上確認するよう促す。

5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害（洪水、土砂災害）が発生したと仮定し、当市との連絡ルートの確認等を行う（訓練は必要に応じて実施する）。

< 2. 発災後の対策 >

- ・自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後携帯電話やスマホアプリ LINE を用いて速やかに職員の安否確認、業務従事可否の確認を行う。
- ・大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）等を当会と周南市で共有し、必要な場合は災害対策本部を設置する。
- ・国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い、うがい等の徹底を行う。
- ・感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、周南市における感染症対策本部設置に基づき当会による感染症対策を行う。

2) 応急対策の方針決定

- ・当会と周南市との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
【例：豪雨の場合】
職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は出勤せず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に出勤する。
- ・職員が被災等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。

- ・大まかな被害状況を確認し、2日以内に情報共有する。

【例：被害規模の目安は以下を想定】

大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 ・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none"> ・目立った被害の情報がない。

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

- ・本計画により、当会と周南市は以下の間隔で被害情報等を共有する。

発災後～1週間	1日に2回共有する
1週間～2週間	1日に2回共有する
2週間～1ヶ月	1日に1回共有する
1ヶ月以降	2日に1回共有する

- ・当市で取りまとめた「周南市防災計画」を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。

< 3. 発災時における指示命令系統・連絡体制 >

- ・当会と周南市は、自然災害の発生や新型コロナウイルスの感染拡大が確認された時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・被害の拡大を防ぐ活動をしながらも、二次被害の発生を回避するため、被災地域での活動を安全に行うために必要な事項についてあらかじめ定める。
- ・当会と周南市は、被害状況の確認方法や被害額（建物、設備、商品等）の算定方法についてあらかじめ決めておく。
- ・当会と周南市が共有した災害被害情報は電話、ファックス、メールにて速やかに山口県へ報告する。
- ・当会は、全国商工会連合会の「商工会災害システム」を活用し、確認した被害等の情報を随時、山口県商工会連合会に報告する。山口県商工会連合会は、山口県の指定する方法で山口県商工労働部経営金融課へ被害状況を報告する。

< 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 >

- ・相談窓口の開設方法について、周南市と相談する（当会は、国の依頼を受けた場合は特別相談窓口を設置する）。
- ・当会は安全性が確認された場所において、速やかに相談窓口を設置する。
- ・当会は地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急対策時に有効な被災事業者施策（国や山口県、市町等の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。

- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

< 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 >

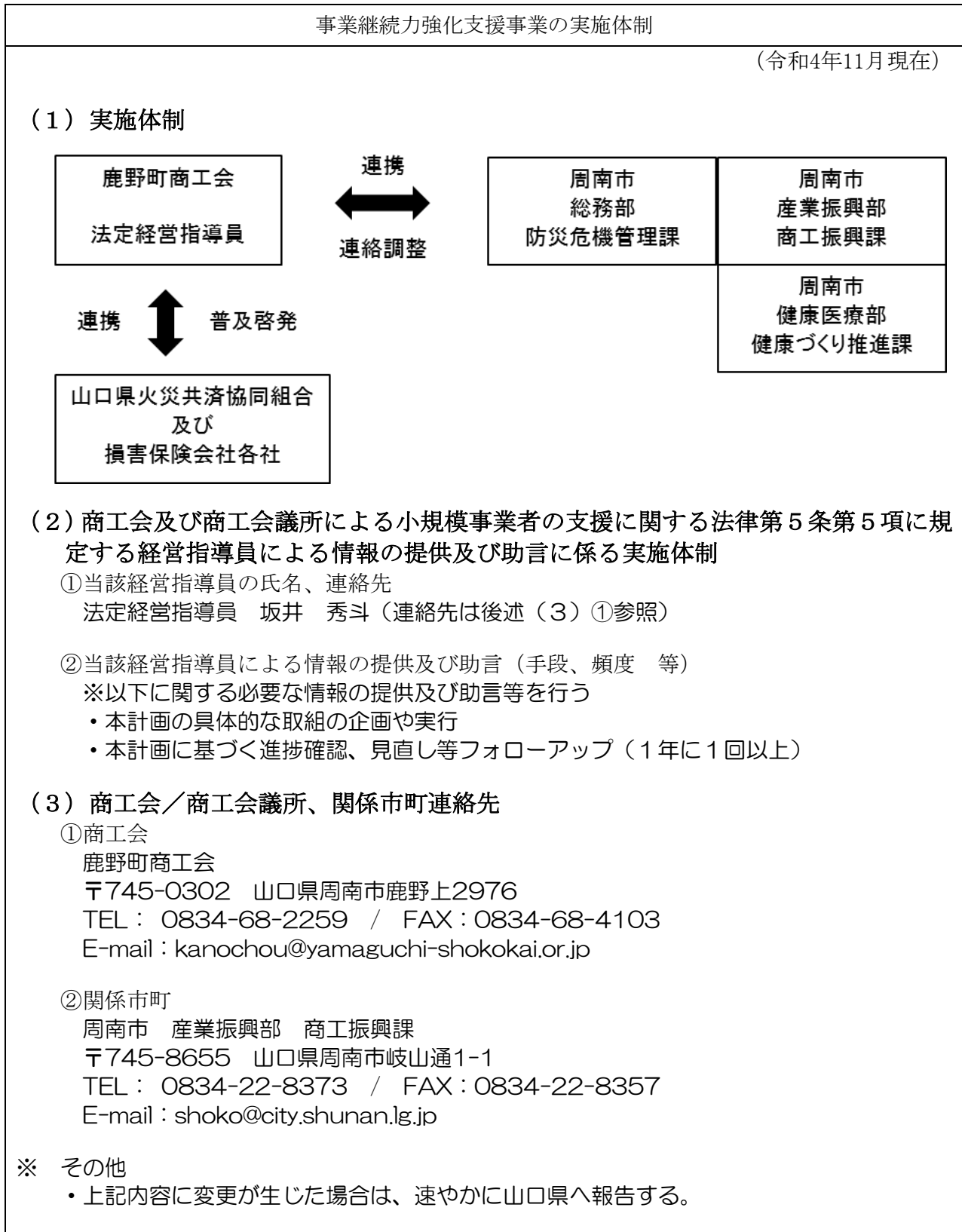
- ・周南市の方針に従って、復旧、復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を山口県や県内各市町、山口県商工会連合会等に相談する。

※ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに山口県へ報告する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
必要な資金の額	100	100	100	100	100
・ 専門家派遣費	50	50	50	50	50
・ 協議会運営費	10	10	10	10	10
・ セミナー開催費	10	10	10	10	10
・ パンフ、チラシ作製費	20	20	20	20	20
・ 防災、感染症対策費	10	10	10	10	10

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、山口県補助金、周南市補助金、事業収入 他

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。